＜オイコクレジット・ジャパンへの参加の手引き＞

1. 参加資格としての拠出金
当社団への参加は、オイコクレジット・ジャパンの投資用基金への拠出によって可能となります。拠出金は一口一万円として一口以上でしていただけます。拠出された社員には、オイコクレジット・ ジャパンより領収書をお送りします。

2. 投資先
基金はオランダに米ドルで送金し、オイコクレジット(Oikocredit Ecumenical development Cooperative Society) の株（商品名 PARTICIPATION）を 購入することに使われます。この株は約 200 ドルですが、資産状況によって若干の変動があり得ます。ただし、この株は株式市場に上場されていませんので、大きな変動はありません。
送金は年に１度または２度、基金の状態や為替の状態を見ながら行われます。

３．拠出状況報告
オイコクレジット・ジャパンの Oikocredit 株保有高と皆様の拠出状況については、
3 月末にオイコクレジット（インターナショナル）からの現在高の報告を確認し、オイコクレジット・ジャパンから各社員にお送りします。

４．配当金
各社員への配当はありません。オイコクレジット・ジャパンは非営利の一般社団法人ですので、現在の日本の 法律では、銀行や貸し金業の登録をしていない団体による配当は禁じられています。オイコクレジッ ト・ジャパンとしての出資に対するオイコクレジットからの配当金は、オイコクレジット・ジャパン の運営、及びマイクロファイナンスを含む社会的金融の日本での普及活動に活用します。

５．拠出金の 償還（払い戻し）
償還の申請はいつでもできます。ただし、途上国への投資活動はリスクがゼロではありませんし、為替変動もあるため、元本は保証されていません。割り当て株数のドル額を為替レートで円に換算し、拠出金（円）を上限として返金しますので、場合によっては拠出金額を下回る可能性もあります。また、金額によっては、申し込み受付から返金まで１ヶ月を要することがあります。

６． 資格と拠出金の喪失
住所や名前の変更については、各社員が責任を持って事務局に連絡してください。音信が途絶えて ３年後には、社員資格を抹消し、５年後には拠出金の所有権をオイコクレジット・ジャパンに移行 することをご了承ください。

＜入会手続きのご案内＞

「拠出・追加拠出・変更申請書」にご記入の上、オイコクレジット・ジャパンまで郵便、ＦＡＸ、あるいはメールでお送りください。
郵送先：〒602-0032 京都市上京区岡松町 258 バザールカフェ内 オイコクレジット・ジャパン事務局 TEL&FAX ： 075－744－6920
メール：japan@oikocredit.org
振 込 先

１）郵便振替： ００９３０－８－３２１７９０ 加入者名：オイコクレジット・ジャパン

２）ゆうちょ銀行口座からの振込み：総合口座 記号：１４１９０ 番号：８１１４１８９１
口座名義：オイコクレジット・ジャパン

３）他銀行からの振込み ：ゆうちょ銀行 ０九九（ゼロキュウキュウ）店 （０９９）
当座預金 ０３２１７９０ 名義： オイコクレジット・ジャパン